

2008年1月16日

淀川水系流域委員会 様
国土交通省近畿地方整備局 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

第70回委員会審議

大戸川・天ヶ瀬ダム再開発事業についての質問・意見

質問1

第70回委員会審議資料1-1 スライド4で「大洪水時、宇治残流域は $240\text{ m}^3/\text{s}$ ではないのか?」に対して宇治残流域は $240\text{ m}^3/\text{s}$ であるとの回答を得ている(千代延委員)との発言があった。これはこれまで河川管理者が天ヶ瀬ダム下流の残流域の流出量は $300\text{ m}^3/\text{s}$ であると説明してきたことと異なります。

これまで残流域の流出量を $300\text{ m}^3/\text{s}$ としてきた根拠および今回の $240\text{ m}^3/\text{s}$ の根拠について明確に説明してください。

質問2

第70回委員会審議資料1-1 スライド5「図4 琵琶湖水位の時間変化の比較(昭和36年6月洪水のシュミレーション)」に対応した瀬田川洗堰地点及び天ヶ瀬ダム地点のハイドログラフを示してください。

質問3

第70回委員会補足資料その2「洪水規模と宇治川改修の関係について」において「図-2では、計画断面まで掘削した区間においても計画流量を安全に流下させることができていませんが、将来において宇治川下流部及び淀川本川の改修が完成すれば計画高水位以下で計画流量を安全に流下させることが出来ます。」とあります。

①「計画断面まで掘削した区間においても計画流量を安全に流下させることができていません」とあるが、もう掘削したのですか、「できていません」という言葉も過去形なのですが、言葉の間違いでしょうか。

②「計画断面」と「計画断面まで掘削した区間」について具体的に説明してください。

③「計画断面まで掘削」してなぜ計画流量を安全に流下させることができないのですか。

④「将来において宇治川下流部及び淀川本川の改修が完成すれば計画高水位以下で計画流量を安全に流下させることが出来ます。」とありますが、「宇治川下流部及び淀川本川の改修」の具体的内容と、将来とはどの時点を意味しているのか、具体的に説

明してください。

⑤「計画流量を安全に流下させることができていない計画断面まで掘削した区間」が、「宇治川下流部及び淀川本川の改修が完成すれば」なぜ計画高水位以下で計画流量を安全に流下させることが出来るようになるのですか、具体的に説明してください。

質問 4

第 70 回委員会補足資料その 2「洪水規模と宇治川改修の関係について」図 2, 3 で河床掘削区間を 49.8k~51.8k としていますがこれまでの説明（第 64 回委員会審議資料 1-4-1、あるいは第 69 回委員会審議資料 1-3-3 別紙集その 4）では 49.8k~51.7k です。河床掘削区間を何時なぜ変更されたのか説明してください。

質問 4

第 70 回委員会補足資料その 2「洪水規模と宇治川改修の関係について」の図 2 において河床掘削範囲以外の 51.8k 地点上流で「整備計画 堤防—余裕高」のラインが 2000 m³/s 近くに上昇するのはなぜなのでしょう。また 52.2k の上流でも 1700 m³/s 近くまで上昇するのはなぜなのでしょう。

同時に図 3 でも「整備計画 堤防天端高」のラインは整備後のラインをしめしているのでしょうか、宇治橋上流で計画流量をクリアしないと読めるのですがどうなのでしょう。説明してください。

要請

千代延委員は、第 70 回委員会審議資料 1-1 のスライド 12（5313 型降雨の 1.0 倍時の水位[既設洪水調節施設 {現行操作・現行容量} と現況河道]、51.6k 地点で右岸越水、スライド 13（5313 型降雨の 1.0 倍時の水位[既設洪水調節施設 {現行操作・現行容量} と天ヶ瀬ダム再開発 {1140 m³/s 一定放流、2次調節 400 m³/s}、大戸川ダム整備、川上ダム整備、河道改修は桂川改修 {大下津地区引堤含む}、塔の島地区、名張川地区、上野地区を整備]、50.8k 地点で右岸越水し、H.W.L. を超過する区間は 50.0~51.2k に拡大する)でもって宇治川について河川整備後は現状よりも危険になる！という指摘と問題提起をおこなわれました。資料を読んでいてなんでこうなるのかと疑問に思っていたことが、やはりそういうことであつたのかと、理解できました。現況に比して整備後、H.W.L. を超える範囲が拡大するということはやはり問題といえます。

第 69 回委員会審議資料 1-4 は「各河川において、戦後最大洪水以外のパターンの洪水で、仮に戦後最大洪水の場合と同じ流量が生じた場合、必ずしも計画高水位以下で安全に流下できる保証はない。先に記した、本川及び支川流量が常に計画高水流

量の比率で分配されているという仮定に基づく水位と流量の関係を用いれば p 9 下段（宇治川）及び p 15 下段（桂川）のとおり一部区間で計画高水位を超過する）と記している。p 9 下段の「宇治川水位縦断図（河道改修；天ヶ瀬ダム再開発＋大戸川ダム＋川上ダム後）」を見れば、51.5 k から 42.0 k の間（44.0 k + 1000 ~ 45.5 k を除き）水位は H.W.L. を超過します。

計算の方法や、洪水パターンによって結果が異なるということなのであろうが、河川管理者もこうなるということだけでは不十分なのであって、どのように考えるべきなのか、どのように対処すべきものなのか、委員会で十分に審議・検討していただきたい。

以上